

文化活動支援助成事業
利用の手引き
(平成27年度事業募集)



公益財団法人沖縄県文化振興会

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831-1 605

沖縄産業支援センター内

TEL (098) 987-0926

FAX (098) 987-0928

はじめに

公益財団法人沖縄県文化振興会は、沖縄県の文化の振興を図ることを目的に、文化団体の行う文化活動を支援するため助成事業を実施しております。

この「利用の手引き」は、助成事業の申請手続きを円滑にできるようまとめたものです。ご利用いただければ幸いです。

平成 26 年 10 月

公益財団法人沖縄県文化振興会

目 次

1 助成事業は、どのような文化団体を対象にしているのですか。・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 申請すると必ず助成金がもらえますか。対象となる事業があるのですか。・・・・・・・・	1
3 助成対象事業の、事業種類の具体例について ・・・・・・・・	2
4 助成事業の対象経費には、どのようなものがあるのですか。・・・・・・・・	3
5 助成金の額はどのように算定されるのですか。・・・・・・・・	3
6 助成金を受けたいのですが、何か制限はありますか。・・・・・・・・	3
7 助成金の交付手続きの手順・申請方法について ・・・・・・・・	4 ～ 5
8 助成事業が完了したときの手続きはどうすればよいでしょうか。・・・・	5
9 その他 ・・・・・・・・	6
☆ 申請書の記入例・・・・・・・・	7 ～ 9
☆ 申請書 ・・・・・・・・	10 ～ 13

助成金とは…

助成金とは、国や財団からもらえる返済不要のお金のことで
す。助成金は融資とは異なり、もらっても返済する必要がな
く、当然利子もかかりません。

当財団では、沖縄県の文化の振興を図るため、文化財団が実
施する文化活動を対象に助成をしています。

1 助成事業は、どのような文化団体を対象にしているのですか。

助成金交付を受けることができるのは、次の要件を充たす文化団体です。

- (1) 沖縄県内に住所または活動の本拠を有すること。
- (2) 一定の規約を有し、かつ代表者が明らかであること。
- (3) 会計経理が明確であること。
- (4) 一定の活動実績があり、または助成事業を最後までやり遂げる見込みがあること。

※ なお、以下の団体については対象となりません

- ① 地方公共団体
- ② ①を構成員とする実行委員会
- ③ 文化施設の運営を目的とする団体
- ④ 株式会社等の営利法人
- ⑤ 政治団体・宗教団体や文化活動以外の主たる活動を行う団体（例えば農業協同組合や商工組合・労働組合など）
- ⑥ 構成員の大半が、その団体の活動分野を主な職業としている団体

2 申請すると必ず助成金がもらえますか。対象となる助成事業があるのですか。

助成金の交付を受けるためには、審査委員会の審査を受け、助成事業として採択されなければならず、申請しただけで助成金がもらえるわけではありません。

助成事業は、文化団体が実施する文化活動を支援するものであり、規模の大小は問いませんが、本県の文化振興に寄与する事業であることが要件です。

なお、文化団体の年間の運営に助成するものではなく、一定の期間に行う特定の事業に対して助成することになります。

※ 以下のような事業は助成の対象になりません。

- (1) 助成事業の目的及び実施方法が適切でない。
例えば、次の場合等については助成の対象となりません。
 - ア 展覧会・展示会等で作品の販売を行う場合
 - イ 寄付等を目的として行う場合（チャリティー販売等）
- (2) 特定団体の宣伝、または営利を目的とするとき。
例えば、塾・教室などの成果発表等は助成の対象となりません。
- (3) 学校教育上の文化行事や部活動、また学術的な会合も助成の対象となりません。
- (4) 専ら販売（営利）を目的とした出版物、デジタルの記録物を作成する事業は助成の対象外です。
また、専らインターネット等により発表・展示する事業についても助成の対象外です。
- (5) 国及び県からの補助金、負担金等の援助を受けている事業。
- (6) 事業の鑑賞対象者が実施団体の構成員やその関係者に限られる事業。
例えば、同窓会事業や会員制の芸術鑑賞団体等が実施する事業は助成の対象外です。

3 助成対象事業の、事業種類の具体例について

助成対象事業の具体例は次のとおりです。

助成事業の種類		該当例	該当しない例
自主企画・成果発表	自主企画型 県内の文化団体や各種団体等が県内で行う自主企画による公演・展示事業で、県民の文化に対する関心を高め、日常の文化活動を活発にすることに寄与する事業であること。	自主企画によるプロ演奏家のレクチャーコンサート/プロと県内楽団の合同コンサート/プロの作品とアマチュアの作品の合同展示会/アマチュアオーケストラとアマチュア合唱団の合同コンサート/アマチュア劇団の合同演劇祭 等	音楽事務所等によって企画されたコンサートの買い取り/プロの劇団が企画・制作・公演する演劇/特定の音楽家または美術家の単なる演奏会または作品展
	成果発表型 県内の文化団体や各種団体が、日頃の文化活動や練習の成果を、県内において広く県民に発表または公開する事業で、文化振興に寄与する事業であること。	アマチュアオーケストラ・吹奏楽団・合唱団・劇団等の公演/アマチュア美術家団体の展示会等	プロの音楽家による公演/招へいた音楽家による公演/プロの美術家の作品の展示 借用した作品の展示
芸術文化派遣招へい事業	派遣型 県内の文化団体や文化サークル等が海外、又は県外における全国規模の催し等に派遣し文化の発信と交流を図る活動で、当県の芸術文化の発展に寄与する活動を支援する。	県外や、外国の自治体等に招へいされて派遣を実施する公演	国内外の文化行事に招へいによらず自主的に参加して行う公演
	招へい型 県内の文化団体のレベルアップのために、指導者を招へいする経費を支援する。	アマチュア楽団の勉強会へ指導者を招へいする等	招へいた特定の音楽家や美術家の単なる演奏会、作品展(講習会や技術指導等のない公演又は作品展)
芸術文化普及事業	県内の文化団体等が県内で行う訪問体験型文化事業及び日ごろ公演等の会場まで行くことのできない児童生徒や病院等の施設入所者に対する訪問公演等(アウトリーチ活動等)で、人材育成、幅広く県民への芸術文化の体験機会及び理解を深める場を提供することが期待される事業を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・初心者体験コーナーの付随した公演 ・技術指導の付随した公演 ・レクチャーコンサート ・幼稚園、小中学校、各種施設等の訪問演奏会、アウトリーチ活動 	公演だけで、参加体験型活動や技術指導等を伴わないもの。訪問型のアウトリーチ活動でないもの

4 助成事業の対象経費には、どのようなものがあるのですか。

事業の実施に必要な経費の総額から、対象外経費を除いた額が対象経費となります

(1) 事業対象経費

- ① 事業に係る会場等使用料 … 会場、控え室、舞台にかかる経費 等
- ② 印刷製本費 … チラシ、プログラム、チケット 等
- ③ 旅費・宿泊費 … 出演者の旅費・宿泊費
- ④ 賃借料 … 衣装借用 等
- ⑤ 出演料・謝礼金 … 出演者、舞台監督、司会、当日の運営の係等に対する費用
- ⑥ マネジメント料 … 企画制作費用

(2) 事業対象外経費

- ① 備品 (一品の取得価格又は取得見積価格が2万円以上のもの)・事務機器・事務用品等の購入費
- ② 印紙代・振込手数料
- ③ 電話・ファックス・電子メール代
- ④ 交際費・接待費・飲食費 (ホテルパックに含まれる食費代)
- ⑤ 予備費
- ⑥ 取材・会議・企画・打ち合わせ等に係る経費
- ⑦ レセプション・パーティー・打ち上げに係る経費
- ⑧ 普段の練習に係る稽古場費等
- ⑨ 記念品・贈答品・各個人への支給品代
- ⑩ 業社へ委託しての企画制作費用

※上記に記載のない費用については、お問い合わせ下さい。

5 助成金の額はどのように算定されるのですか。

助成金の額は、当該助成事業について、その実施計画書と収支予算書の内容を吟味した上で算出した助成対象経費から、収入を控除した額かつ上限額の範囲内で、財団の定める額となります。
※事業ごとの各要件等の詳細につきましては、助成金交付要綱の別記に記載された各事業の説明をお読みください。

【計算式】 (助成対象経費－下記の収入)

上 限 額： 50 万円 (千円未満の端数は切り捨てます)

収 入

- ① 入場料収入 (これに準ずるものを含む) ② 参加料収入 ③ 協賛金収入
- ④ 広告料収入 ⑤ 関連団体からの補助金及び負担金等収入

6 助成金を受けたいのですが、何か制限はありますか。

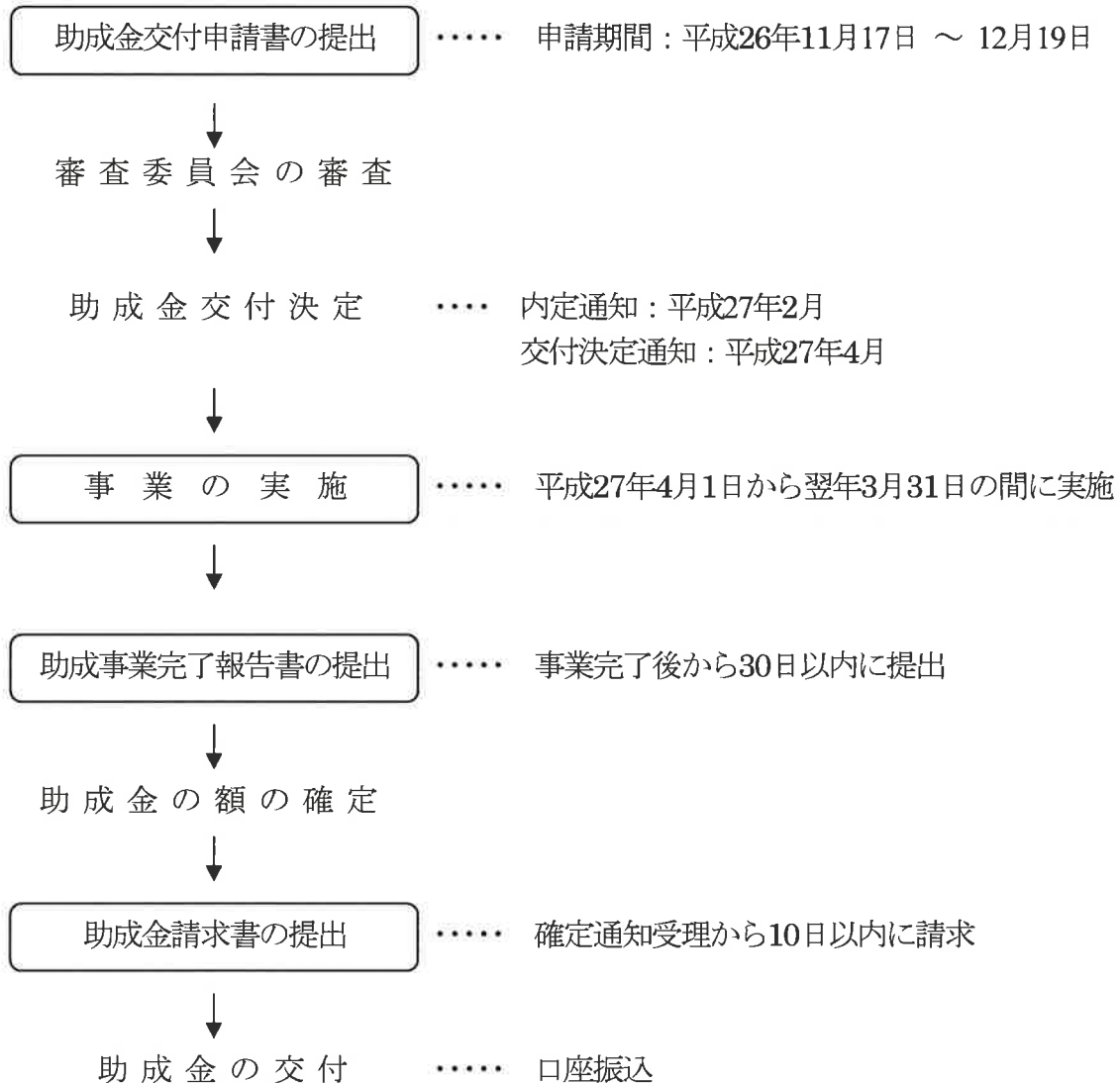
助成事業では、公平な助成金の交付を図るため、次のとおり助成を受けられる方の制限を設けております。

- (1) 当該年度で1事業の申請が出来ます。複数の事業を申請することは出来ません。
- (2) 助成金の交付を受けた団体は、翌年度の助成金を申請することは出来ません。
1年おいた翌々年度から申請が可能になります。

7 助成金の交付手続きの手順・申請方法について

交付手続きの流れは次に示すとおりです。申請書に記入後、必要な書類を添えて提出してください。（申請書の様式は当手引書のp.10～p.13をコピーして使用しても結構です。）

(1) 申請から助成金交付までの流れ（ の中が申請者の行う内容です。）



(2) 助成対象事業期間及び申請期間

助成対象となる事業を行う期間	申請期間	備 考
平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	平成26年 11月17日(月) ～ 12月19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便の場合は郵便書留とする ・ 締切日の消印有効 ・ 持込みは平日9時～17時受付

※出版物による成果発表事業について、「助成対象となる事業を行う期間」は当該年度の出版物の刊行日とします。

(3) 申請書類 (各1部)

- ① 助成金交付申請書 (様式1号)
- ② 団体概要書
- ③ 収支予算書
- ④ その他参考になるもの
- ⑤ 添付資料 ※事業の種類によって内容が違います。

ア 自主企画・成果発表事業

- ・ 助成対象経費の見積書等、経費の根拠が分かる資料
- ・ 予定している事業の企画書等、内容の分かるもの
- ・ 演劇公演の場合、あらすじ等、内容の分かるもの

イ 芸術文化派遣招へい事業

- ・ 派遣者の旅費の額及び支払うことが確認できるもの
- ・ 派遣事業については、公的機関及びNPOなどの非営利組織から、招へいが確認できるもの
- ・ 招へい事業については、講師の旅費の額及び支払うことが確認できるもの
- ・ 予定している事業の、企画書等や内容の分かるもの

ウ 芸術文化普及事業

- ・ 助成対象経費の見積書等、経費の根拠が分かる資料
- ・ 予定している事業の企画書等、内容の分かるもの

8 助成事業が完了したときの手続きはどうすればよいでしょうか。

- (1) 事業が完了してから、30日以内に次の書類 (各1部) を提出してください。
ただし、3月10日以降に完了する事業については、4月10日までに提出してください。

助成事業実績報告書 (様式第6号)

- ・ 事業実績報告書
- ・ 事業収支決算書
- ・ その他必要な書類

事業実績報告書には、上記以外に次の書類を添付してください。

- ・ 記録写真2~3枚程度または記録映像・音声 (ビデオテープ等)
- ・ ポスター、プログラム、チラシ等各1部
- ・ 刊行物による成果発表の場合は、助成対象となった出版物5冊
- ・ 文化普及活動においては教材等1部

- (2) 助成事業実績報告書を審査する上で、事業内容について当会から問い合わせをする場合があります。
- (3) 助成金の額の確定通知受領後、助成金交付請求書 (様式第8号) を提出してください。

9 その他

- (1) 交付決定後、公益財団法人沖縄県文化振興会のホームページで、各文化団体の助成事業の内容を一般公開します。
- (2) 文化団体の代表者の氏名等に変更があった場合には、速やかに変更届（様式は自由）を提出してください。
- (3) 助成金交付決定後に、助成事業について中止又は変更があった場合は、中止申請書や変更承認書を提出する必要があります。
- (4) 収支の結果、助成対象経費が減少した場合や剰余金が生じた場合は、助成金が減額される場合があります。

詳細は、下記の連絡先にお問い合わせください。

公益財団法人沖縄県文化振興会

住 所：沖縄県那覇市小禄 1831-1 605（沖縄産業支援センター内）

電 話：098-987-0926

F A X：098-987-0928

担 当：助成事業担当まで